

# 滝川市住宅解体促進事業概要について（新規事業）

滝川市建設部建築住宅課

老朽化等により利活用が期待できない住宅の解体を支援することで、土地の有効活用を促進し地域の活性化を図るため、対象となる住宅を解体する方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建てで昭和56年5月31日以前に建築主事の確認が行われた住宅となります。なお、令和8年5月6日以前に工事契約を締結したものは対象外となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

## 1. 対象の要件について

○市内に本社もしくは本店を有する者であって、下記に掲げるいずれかに該当する者で、かつ過去5年間に於いて、市内での建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）で定める規模以上の解体工事の実績がある者が施工する解体工事であること。また、下記に掲げる者はいずれも市税を滞納していないこと。

- ・建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
- ・建設リサイクル法第21条第1項に基づく北海道知事による登録を受けた者

○住宅施策区域内に存在する一戸建ての住宅又は併用住宅であること。ただし、併用住宅である場合は居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分も補助金の交付対象者が所有していること。

○建築基準法第6条の建築主事の確認が昭和56年5月31日以前に行われた住宅であること。

○解体工事に係る工事請負契約の締結日が令和8年5月7日以降の住宅であること。

○所有権以外の権利が設定されていないこと。

## 2. 補助金の額について

○対象となる住宅の解体工事に要した額（消費税等除く）の25%とし、上限50万円までの補助（千円未満切り捨て）。

**※本補助金は国や北海道等の補助金と併用可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。**

補助申請の受付は予算が満了しだい終了します。

また、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

## 3. 補助金の交付対象者について

○自ら所有する既存住宅を解体する者。ただし、複数の者で当該住宅を所有する場合は、申請者を除く全ての所有者の同意が必要となります。

※当該住宅を所有する全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。

## 4. 補助金の対象となる住宅について

○一戸建ての専用住宅

○一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。

※ただし、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有していること。

×長屋（2戸で構成する住宅）

×共同住宅

## 5. 申請時期について

○補助申請期間については、令和8年5月7日（木）から令和9年2月12日（金）までとなります。

完了実績報告の提出については、令和9年3月12日（金）までの提出期限となります。

## 6. 事業の期間について

○事業期間については、令和8年5月から令和9年3月までの11カ月間です。

## 7. 補助金申請の流れについて

○補助申請に関して、必要となる書類と流れを次ページに記載いたします。申請の際は不足があれば受付が出来ませんのでご留意願います。

○申請、交付ともに事業期間中1回限りとなります。

○変更については、増額の変更は受け付けることができません。減額のみ受付となります。

○補助金の予約は出来ません。

○解体工事の着工前に現地確認を行います。

○事前着工した場合は、補助対象外となります。

○補助金の対象となる住宅が、既に滝川市中古住宅取得助成事業補助金又は滝川市住宅改修助成事業補助金の交付を受けた住宅である場合は補助金の交付対象となりません。

### ■申請及び相談窓口

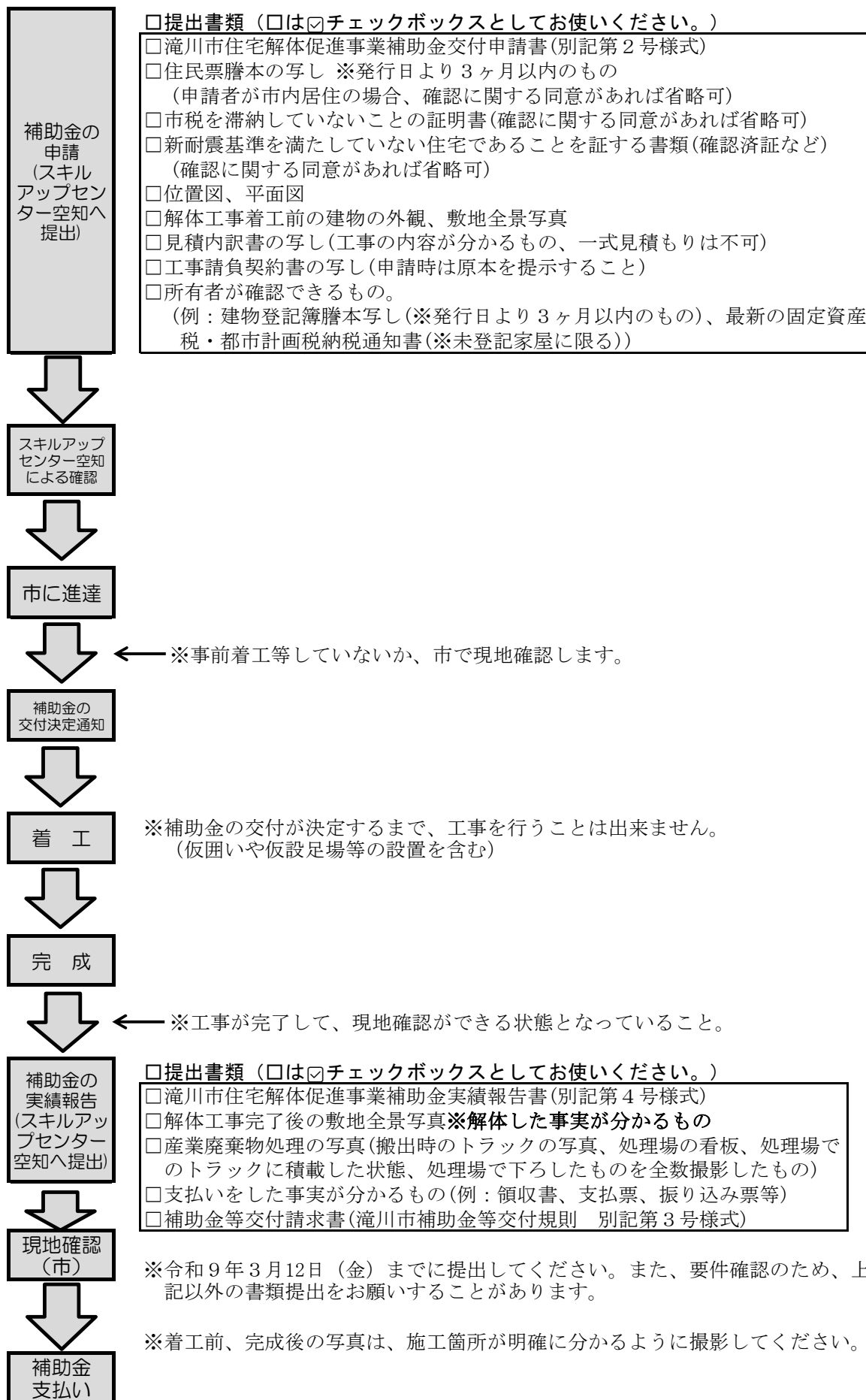
一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）

住所：流通団地3丁目6-23

TEL 0125-24-1880（代表）

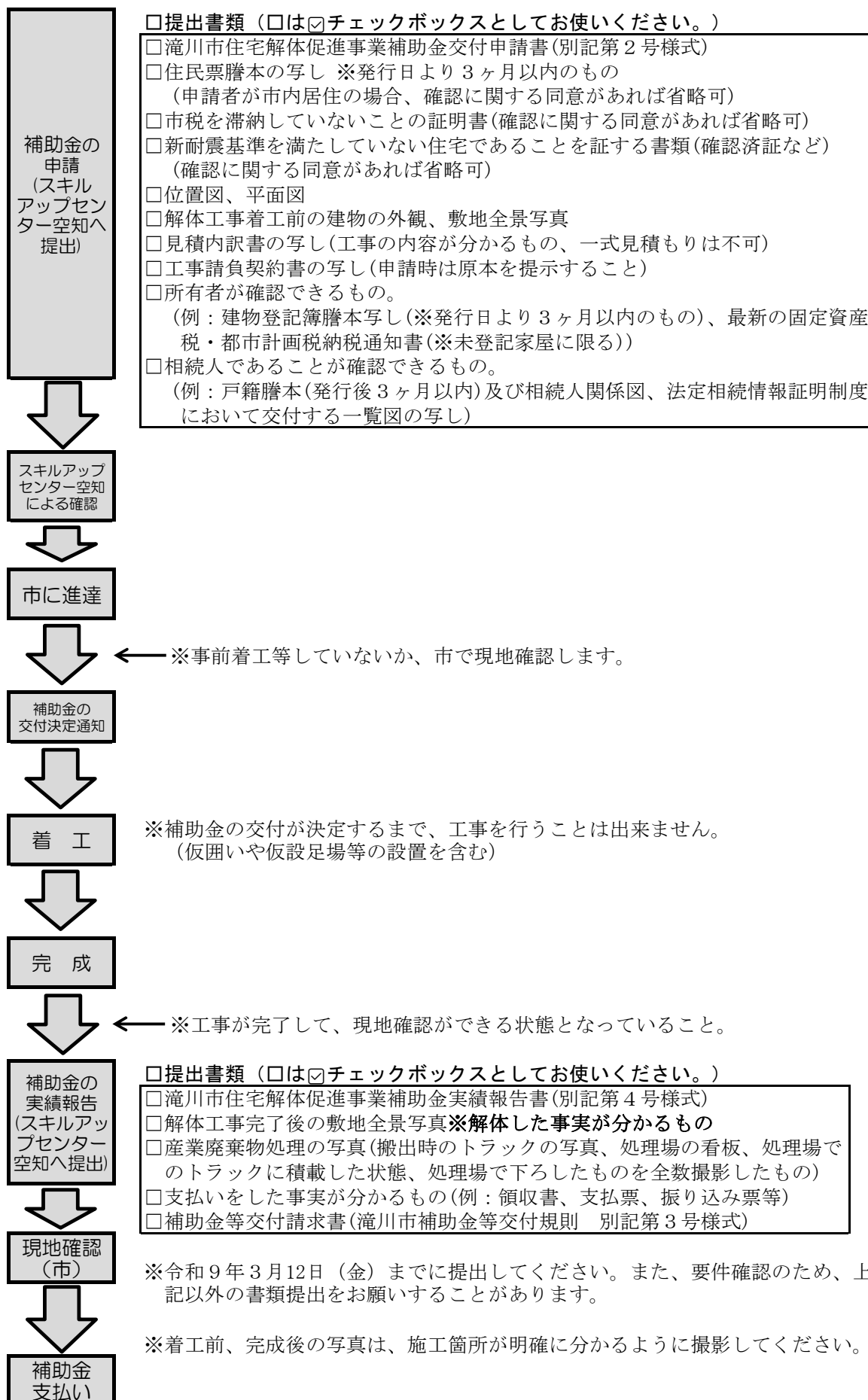
①. 所有者が単独名義である住宅の場合

解体工事契約締結後に補助申請となります。



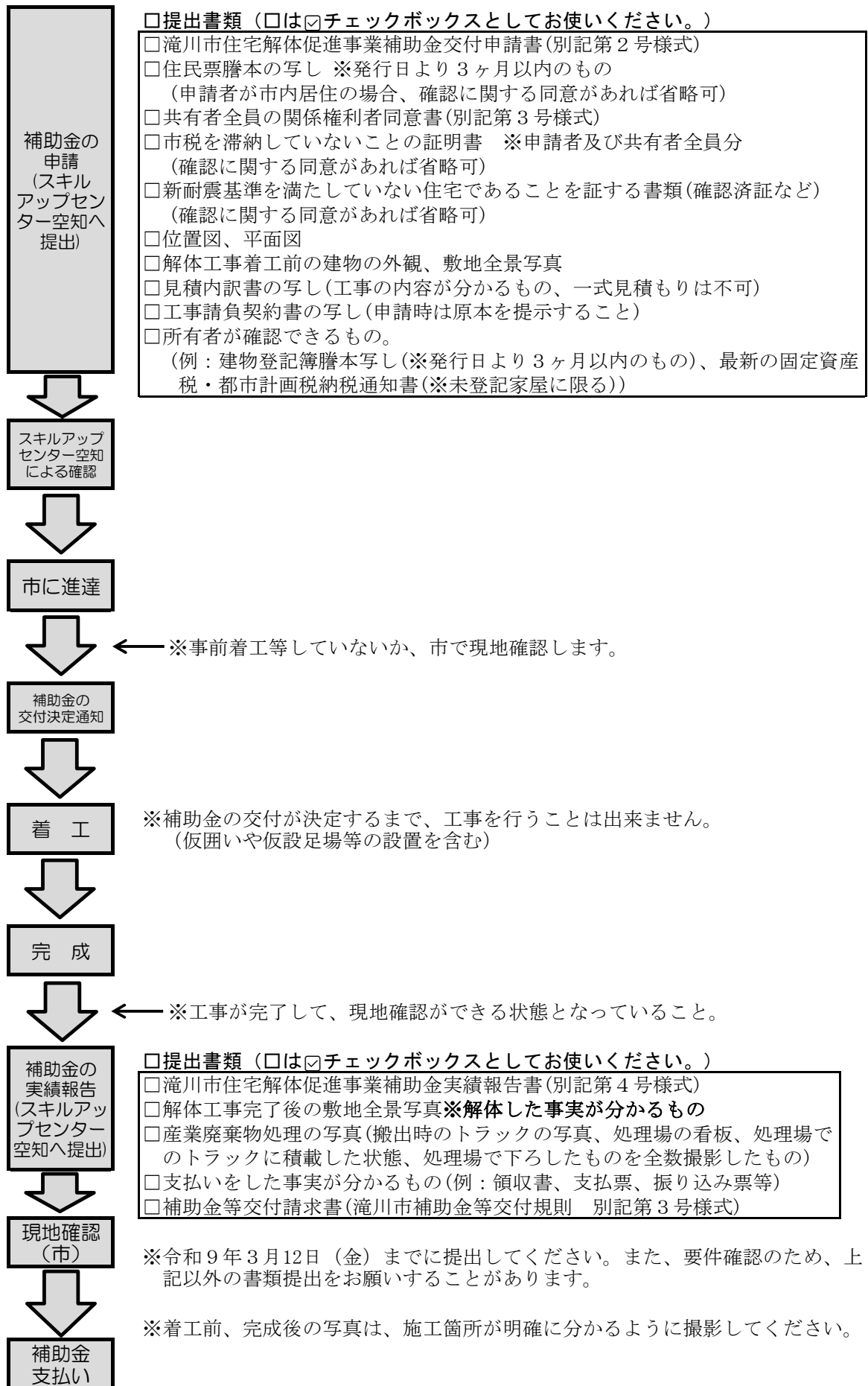
②. 所有者が単独の相続人である住宅の場合

解体工事契約締結後に補助申請となります。



③. 所有者が共有名義である住宅の場合

解体工事契約締結後に補助申請となります。



④. 所有者が複数の相続人である住宅の場合

解体工事契約締結後に補助申請となります。

